

平成30年10月19日

# オープンカウンタ公告

## 1 オープンカウンタ番号及び件名

301019-01 「第2実習棟外階段補修」

## 2 仕様書の設置場所・交付方法

仕様書等は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部及び延岡訓練センターに設置することとし、閲覧を行う。

なお、仕様書は持出可とするが、見本原本の持出は厳禁とする。

また、電子メールにて仕様書の送付を希望する場合は、**会社名、担当者名及び電話番号を記入**の上、miyazaki-keiri@jeed.or.jp まで送信すること。

電子メールの件名は『平成30年10月19日付公告オープンカウンタ番号301019-01の仕様書送付依頼』とし、メール送信後、必ず下記9の問い合わせ先へ受信確認の電話をすること。

## 3 オープンカウンタ方式の競争参加資格

オープンカウンタ方式に参加し、見積書を提出できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

イ 見積書提出期限の日現在において、厚生労働省の一般競争参加資格の「建築一式」に係る「A～D等級」の認定を受けている者であって、宮崎県内に本社、支店又は営業所のいずれかを有する者であること。

ロ オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。

ハ 見積書提出期限の日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。

ニ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。

ホ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程に従い、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部契約担当役が案件ごとに定める資格を有する者であること。

## 4 仕様説明会の有無 無

## 5 見積書提出期限及び提出場所等

提出期限 平成30年11月2日(金)12時まで

提出場所等 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部(宮崎市大字恒久4241)事務所本館1階に設置する見積書投函箱に投函して提出すること。

なお、見積書の郵送による提出を認めるが、郵送する場合は、下記9あてに書留郵便等で送付するものとする。また、封筒の表面に「平成30年10月19日付オープンカウンタ公告 件名：第2実習棟外階段補修」及び「会社名」を記入すること。

ただし、その受領期限は以下の日時までとし、同時刻までに到着しないものは無効とする。

平成30年11月2日(金) 12時まで

見積書の様式 見積書は、自社の見積書(任意様式)によることとする。なお、見積書には以下の事項を必ず記載すること。

- ( 1 ) オープンカウンタ番号
- ( 2 ) 調達件名
- ( 3 ) 日付
- ( 4 ) 金額 ( 税抜金額 )
- ( 5 ) 金額の内訳 ( 項目が多く見積書に記載できない場合は、別紙として添付 )

見積書の日付は、提出日 ( 公告期間中であること ) とすること。

見積書には、必ず**厚生労働省の資格審査結果通知書の写し及び誓約書**を添付すること。

- 6 見積結果の開披日時及び場所  
日時 平成 3 0 年 1 1 月 5 日 ( 月 ) 1 0 時以降  
場所 ( 独 ) 高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部 ( 宮崎市大字恒久 4241 ) 又は延岡訓練センター ( 延岡市土々呂町 6-3028 ) の各事務所本館 1 階掲示板で閲覧する。
- 7 契約書等の提出の有無 無
- 8 契約予定者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積した者を契約予定者として決定する。
- 9 問い合わせ先  
〒 8 8 0 - 0 9 1 6 宮崎県宮崎市大字恒久 4 2 4 1 番地  
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮崎支部  
総務課経理係 西川、大窪  
TEL 0 9 8 5 - 5 1 - 1 5 1 1  
FAX 0 9 8 5 - 5 1 - 1 5 1 3

(別添)

# 誓約書

平成 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮崎支部  
契約担当役 支部長 土井 晴雄 殿

(住所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

オープンカウンタ(301019-01「第2実習棟外階段補修」)に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

## 記

- 1 弊社は本件仕様書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。